

【記載例 1 - 2】「すまい給付金」の交付を受けた新築等をした家屋に係る住宅借入金等について控除を受ける場合で共有持分があり住宅借入金等が連帯債務であるとき

設 例

居住開始年月日	平成 26 年 10 月 31 日
家屋に関する事項	土地等に関する事項
持分 本人：2分の1、配偶者：2分の1	持分 本人：2分の1、配偶者：2分の1
家屋の取得対価の額 20,000,000 円	土地等の取得対価の額 25,000,000 円
家屋の総床面積 100.00 m ²	土地等の総面積 120.00 m ²
うち居住用 100.00 m ²	うち居住用 120.00 m ²
交付を受けるすまい給付金の額（平成 26 年 12 月 15 日交付）	
本人：100,000 円、配偶者：150,000 円	
住宅借入金等に関する事項	住宅及び土地等
住宅借入金等の内訳	
年末残高(当初借入金額)	29,500,000 円(30,000,000 円)
※1 住宅借入金等は本人と配偶者の連帯債務（負担割合のとりきめなし）	
※2 工事の請負契約書の写し又は売買契約書の写し等から特定取得に該当	
※3 家屋は認定住宅に該当しない	

〔控除額計算明細書一面〕

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項		土地等に関する事項	
居住開始年月日	イ	平成 26.10.31 [平成 <input type="text"/> . <input type="text"/> . <input type="text"/>]		
取得対価の額 <small>補助金等がある場合は(付表1)の②の金額</small>	ロ	198000000	ホ	250000000
総(床)面積 <small>※小数点以下第2位まで書きます。</small>	ハ	100.00	ヘ	120.00
うち居住用部分の(床)面積	ニ	100.00	ト	120.00

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	チ	平成 <input type="text"/> . <input type="text"/> . <input type="text"/>
増改築等の費用の額 <small>補助金等がある場合は(付表1)の④の金額</small>	リ	<input type="text"/>
うち居住用部分の金額	ヌ	<input type="text"/>

※ リ(補助金等がある場合は(付表1)の④の金額)が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 特定取得に係る事項

家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額(2のロ又は3のリ)に含まれる消費税額等が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合、右の「特定取得」の文字を○で囲んでください。

特 ○ 得

5 家屋や土地等の取得対価の額

	①	②	③	④
	家屋	土地等	合計	増改築等
あなたの共有持分 <small>※共有の場合のみ書いてください。</small>	1/2	1/2		
あなたの持分に係る取得対価の額等	9900000	12500000	22400000	

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	⑤ 住宅のみ	⑥ 土地等のみ	⑦ 住宅及び土地等	⑧ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高			29500000	
連帯債務に係るあなたの負担割合(付表2)の④の割合 <small>※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。</small>			50.00	
住宅借入金等の年末残高(付表2)の⑤の金額 <small>※連帯債務がない場合には、⑤の金額を書きます。</small>			14750000	
⑤と⑥のいずれか少ない方の金額			14750000	
居住用割合 <small>※小数点以下第1位まで書きます。</small>	100.0	100.0	100.0	
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高(⑤×⑦)			14750000	
住宅借入金等の年末残高の合計額(⑤の⑤+⑥の⑥+⑦の⑦+⑧の⑧) ※ ⑨の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑨」欄に転記します。				14750000

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。	番号	1
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) ※ 二面の⑧の金額を転記します。	⑧	147500

- (注) 1 「8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」の「番号」欄には、二面の「住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合」の番号「1」を記載する。
2 申告書第二表の「特例適用条文等」欄に居住開始年月日を記載し、その末尾に(特定)と記載する(例:平成26年10月31日居住開始(特定))。

〔控除額計算明細書(二面)〕

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。							⑨ 14,750,000		円		
番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)				
1	住宅借入金等特別控除の適用を受けられる場合(2から7のいずれかを選択する場を除外します。)	平成26年中に居住の用に供した住宅の取得等が特定取得に該当するとき	⑨×0.01=18	(最高40万円)円	4	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年中に居住の用に供した住宅の取得等が特定取得に該当するとき	⑨×0.01=18	(最高50万円)円	00	
		住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	⑨×0.01=18	(最高20万円)円			00				
		平成25年中に居住の用に供した場合	⑨×0.01=18	(最高20万円)円			00				
		平成24年中に居住の用に供した場合	⑨×0.01=18	(最高30万円)円			00				
		平成23年中に居住の用に供した場合	⑨×0.01=18	(最高40万円)円	00	5	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成26年中に居住の用に供した住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	⑨×0.01=18	(最高12万5千円)円	00
		平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨×0.01=18	(最高50万円)円	00						
		平成20年中に居住の用に供した場合	⑨×0.005=18	(最高10万円)円	00						
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨×0.005=18	(最高12万5千円)円	00						
		平成18年中に居住の用に供した場合	⑨×0.005=18	(最高15万円)円	00						
		平成17年中に居住の用に供した場合	⑨×0.005=18	(最高20万円)円	00						
平成12年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合	⑨×0.005=18	(最高25万円)円	00	6	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成26年中に居住の用に供した住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	⑨×0.01=18	(最高12万5千円)円	00		
平成20年中に居住の用に供した場合	⑨×0.006=18	(最高12万円)円	00								
平成19年中に居住の用に供した場合	⑨×0.006=18	(最高15万円)円	00								
平成22年1月1日から平成25年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨×0.02=18	(最高12万円)円	00								
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年中に居住の用に供した住宅の取得等が特定取得に該当するとき	⑨×0.01=18	(最高50万円)円	7	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から平成26年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨×0.012=18	(最高60万円)円	00	
		住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	⑨×0.01=18	(最高30万円)円			00				
		平成25年中に居住の用に供した場合	⑨×0.01=18	(最高30万円)円			00				
		平成24年中に居住の用に供した場合	⑨×0.01=18	(最高40万円)円			00				
		平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨×0.012=18	(最高60万円)円			00				

※1 ⑮の金額を一面の⑩欄に転記します。

※2 ⑮欄のかっこ内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等に係る控除限度額となります。

(附表2) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

- この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、連帯債務に係る住宅借入金等があるときに使用します。
 ○ 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署におたずねください。

提出用

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

(平成 年分)

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連帯債務者(共有者)の氏名		① (あなた)	② (共有者)	③ (共有者)	④ 合計等
		国税太郎	国税花子		
取得した資産	家屋(増改築等)の家屋の取得対価の額(増改築等の費用の額) ①	/			円 20,000,000
	各共有者の共有持分 ②				1/2
	各共有者の持分に係る家屋の取得対価の額等(①×②) ③	円 10,000,000	円 10,000,000	円	/
	土地等の取得対価の額 ④	/			
	各共有者の共有持分 ⑤	1/2	1/2	—	/
	各共有者の持分に係る土地等の取得対価の額(④×⑤) ⑥	円 12,500,000	円 12,500,000	円	
各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等(③+⑥) ⑦	22,500,000	22,500,000		/	
取得した資産に係る資金の状況	各共有者の自己資金負担額 ⑧	7,500,000	7,500,000		円 (A+B+C) 15,000,000
	各共有者の単独債務による当初借入金額 ⑨	0			円 (A+B+C) 0
	当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高 ⑩	/			/
	連帯債務による当初借入金額 ⑪	/			
	当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高 ⑫	/			円 29,500,000

- ※1 ①欄及び④欄には、平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約を締結しその住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合で(附表1)を使用する場合には、(附表1)の2の①(増改築等の場合は3の④)の金額及び2の②の①の金額を、それ以外の場合は、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」又は「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)」(以下これを「計算明細書」といいます。)の2の②(増改築等の場合は3の③)及び2の③の金額をそれぞれ転記します。
 ※2 ⑩欄及び⑫欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)。
 ※3 ①と④の金額の合計額(以下「取得対価の額の合計額」といいます。))と、⑧及び⑨の⑩の金額と⑪の金額の合計額(以下「取得資金の額の合計額」といいます。))とが異なる場合には、次により調整が必要となります。
 ・取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
 ・取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき連帯債務による借入金の額(⑦-⑧-⑨) ⑬	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	/
15,000,000	15,000,000			/
連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合(⑬÷⑪) ⑭	%	%	%	%
50.00	50.00			100.00
※小数点以下第2位まで書きます。				
連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高(⑫×⑭) ⑮	円	円	円	/
14,750,000	14,750,000			/
各共有者の住宅借入金等の年末残高(⑩+⑮) ⑯	14,750,000	14,750,000		/

- ※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署におたずねください。
 ※2 ⑭の割合及び⑮の金額を各共有者の「計算明細書」の④欄及び⑤欄に転記します。

(参考) 配偶者の控除額計算明細書等の記載例

[控除額計算明細書一面]

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項		土地等に関する事項	
居住開始年月日	①	平成 26.10.31 (平成 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>)	②	(平成 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>)
取得対価の額 <small>(補助金等がある場合は(付表1)の③の金額)</small>	③	197000000	④	250000000
総(床)面積 <small>※小数点以下第2位まで書きます。</small>	⑤	100.00	⑥	120.00
うち居住用部分の(床)面積	⑦	100.00	⑧	120.00

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	㉑	平成 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 円
増改築等の費用の額 <small>(補助金等がある場合は(付表1)の⑩の金額)</small>	㉒	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 円
うち居住用部分の金額	㉓	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 円

※ ㉒(補助金等がある場合は(付表1)の⑩の金額)が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 特定取得に係る事項

家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額(2の③又は3の㉒)に含まれる消費税額等が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合、右の「特定取得」の文字を○で囲んでください。	特 ○ 得
--	-------

5 家屋や土地等の取得対価の額

	①	②	③	④
	家屋	土地等	合計	増改築等
あなたの共有持分 <small>※共有の場合のみ書いてください。</small>	1/2	1/2		
あなたの持分に係る取得対価の額等	9850000	12500000	22350000	

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	⑤ 住宅のみ	⑥ 土地等のみ	⑦ 住宅及び土地等	⑧ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高			29500000	
連帯債務に係るあなたの負担割合 <small>(付表2)の⑬の割合 ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。</small>			50.00	
住宅借入金等の年末残高 <small>(付表2)の⑭の金額 ※連帯債務がない場合には、⑬の金額と書きます。</small>			14750000	
②と⑤のいずれか少ない方の金額			14750000	
居住用割合 <small>※小数点以下第1位まで書きます。</small>	100.0	100.0	100.0	
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 <small>(⑥×⑦)</small>			14750000	
住宅借入金等の年末残高の合計額 <small>(⑤の⑧+⑥の⑧+⑦の⑧+⑧の⑧)</small>				14750000

※ ⑧の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑧」欄に転記します。

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。	番号	1
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) ※ 二面の⑬の金額を転記します。	⑬	147500

〔控除額計算明細書(二面)〕

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。							⑨ 14,750,000		円		
番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	円	
1	(2から7のいずれかを選択する場を除外します。)	平成26年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき ⑨×0.01=	147,500	4	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき ⑨×0.01=	18	00	
		住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	⑨×0.01=	00			認定住宅が認定低炭素住宅に該当するとき	平成26年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当しないとき ⑨×0.01=	18	00
		平成25年中に居住の用に供した場合	⑨×0.01=	00			高年齢等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成25年中に居住の用に供した場合	⑨×0.01=	18	00
		平成24年中に居住の用に供した場合	⑨×0.01=	00			平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨×0.01=	18	00	
		平成23年中に居住の用に供した場合	⑨×0.01=	00			住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ②の金額(最高1,000万円) ……⑤() ⑦の金額()×0.02 +⑥-⑦×0.01=	18	(最高12万5千円)	00	
		平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨×0.01=	00			住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ②の金額(最高1,000万円) ……⑤() ⑦の金額()×0.02 +⑥-⑦×0.01=	18	(最高12万円)	00	
		平成20年中に居住の用に供した場合	⑨×0.005=	00			平成22年1月1日から平成25年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ②の金額(最高1,000万円) ……⑤() ⑦の金額()×0.02 +⑥-⑦×0.01=	18	(最高12万円)	00	
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨×0.005=	00			平成26年中に住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ②の金額(最高1,000万円) ……⑤() ⑦の金額()×0.02 +⑥-⑦×0.01=	18	(最高12万5千円)	00	
		平成18年中に居住の用に供した場合	⑨×0.005=	00			住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ②の金額(最高1,000万円) ……⑤() ⑦の金額()×0.02 +⑥-⑦×0.01=	18	(最高12万円)	00	
		平成17年中に居住の用に供した場合	⑨×0.005=	00			平成22年1月1日から平成25年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ②の金額(最高1,000万円) ……⑤() ⑦の金額()×0.02 +⑥-⑦×0.01=	18	(最高12万円)	00	
平成12年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合	⑨×0.005=	00	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成26年中に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ②の金額(最高1,000万円) ……⑤() ⑦の金額()×0.02 +⑥-⑦×0.01=	18	(最高12万円)	00			
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑨×0.006=	00	6	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成22年1月1日から平成25年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ②の金額(最高1,000万円) ……⑤() ⑦の金額()×0.02 +⑥-⑦×0.01=	18	(最高12万円)	00	
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨×0.006=	00			平成26年中に住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ②の金額(最高1,000万円) ……⑤() ⑦の金額()×0.02 +⑥-⑦×0.01=	18	(最高12万5千円)	00	
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき ⑨×0.01=	00	7	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から平成26年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨×0.012=	18	(最高60万円)	00
		住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	⑨×0.01=	00			平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨×0.012=	18	(最高36万円)	00
		平成25年中に居住の用に供した場合	⑨×0.01=	00			平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨×0.012=	18	(最高48万円)	00
		平成24年中に居住の用に供した場合	⑨×0.01=	00							
		平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨×0.012=	00							

※1 ⑬の金額を一面の⑭欄に転記します。

※2 ⑬欄のかつこ内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等に係る控除限度額となります。

(附表2) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

- この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、連帯債務に係る住宅借入金等があるときに使用します。
 ○ 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署におたずねください。

提出用

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

(平成 年分)

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連帯債務者(共有者)の氏名		①(あなた)	②(共有者)	③(共有者)	④	
		国税花子	国税太郎		合計等	
取得した資産	家屋の取得対価の額(増改築等の費用の額) ①	/			円	
					20,000,000	
	各共有者の共有持分 ②	1/2	1/2	—	/	
	各共有者の持分に係る家屋の取得対価の額等(①×②) ③	円	円	円		
		10,000,000	10,000,000			
	土地等	土地等の取得対価の額 ④	/			円
						25,000,000
各共有者の共有持分 ⑤		1/2	1/2	—	/	
各共有者の持分に係る土地等の取得対価の額(④×⑤) ⑥		円	円	円		
	12,500,000	12,500,000				
	各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等(③+⑥) ⑦	22,500,000	22,500,000		/	
取得した資産に係る資金の状況	各共有者の自己資金負担額 ⑧	7,500,000	7,500,000		(A+B+C) 円	
	借入金	各共有者の単独債務による当初借入金額 ⑨	0			(A+B+C) 0
		当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高 ⑩				/
	連帯債務による借入金	連帯債務による当初借入金額 ⑪	/			円
						30,000,000
		当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高 ⑫	/			29,500,000

- ※1 ①欄及び④欄には、平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約を締結しその住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合で(附表1)を使用する場合には、(附表1)の2の①(増改築等の場合は3の④)の金額及び2の②の①の金額を、それ以外の場合は、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」又は「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)」(以下これを「計算明細書」といいます。)の2の②(増改築等の場合は3の③)及び2の③の金額をそれぞれ転記します。
 ※2 ⑩欄及び⑫欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)。
 ※3 ①と④の金額の合計額(以下「取得対価の額の合計額」といいます。)と、⑧及び⑨の①の金額と⑩の金額の合計額(以下「取得資金の額の合計額」といいます。)とが異なる場合には、次により調整が必要となります。
 ・取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
 ・取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき連帯債務による借入金の額(⑦-⑧-⑨) ⑬	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	/
	15,000,000	15,000,000		
連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合(⑬÷⑪) ⑭	%	%	%	%
	50.00	50.00		100.00
※小数点以下第2位まで書きます。				
連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高(⑫×⑭) ⑮	円	円	円	/
	14,750,000	14,750,000		
各共有者の住宅借入金等の年末残高(⑩+⑮) ⑯	14,750,000	14,750,000		/

- ※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署におたずねください。
 ※2 ⑭の割合及び⑮の金額を各共有者の「計算明細書」の④欄及び⑤欄に転記します。